

◎新潟県告示第1131号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は平成28年11月1日から平成28年11月21日まで新潟県農林水産部漁港課及び佐渡市農林水産課において縦覧に供する。

平成28年11月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 出願の年月日

平成28年10月24日

2 出願人の名称及び住所

新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市

代表者 佐渡市長 三浦 基裕

新潟県佐渡市千種232番地

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市沢根五十里1098番地2及び2450番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 「灯台」基準点（北緯38度00分17秒、東経138度17分08秒）から337度09分19秒107.417メートルの地点

②の地点 ①の地点から346度43分30秒21.348メートルの地点

③の地点 ②の地点から256度43分30秒1.750メートルの地点

④の地点 ③の地点から346度43分30秒34.877メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から71度32分58秒1.758メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から346度39分14秒48.070メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から76度36分06秒6.603メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から166度38分12秒82.432メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から76度45分26秒5.986メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から166度41分26秒22.042メートルの地点

(3) 面積

886.31平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市沢根五十里1098番地2、2450番地、2451番地、2451番地13、平成26年12月19日付け新潟県漁第490号で竣功認可された埋立地及び同市沢根五十里1098番地2から2450番地に至る間の土地に接する国有海浜地の地内並びに同市沢根五十里1098番地2、2450番地、2451番地11及び平成26年12月19日付け新潟県漁第490号で竣功認可された埋立地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とカの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 「灯台」基準点（北緯38度00分17秒、東経138度17分08秒）から353度43分27秒87.630メートルの地点

ロの地点 イの地点から256度37分34秒78.496メートルの地点

ハの地点 ロの地点から346度33分03秒70.918メートルの地点

ニの地点 ハの地点から71度31分37秒32.790メートルの地点

ホの地点 ニの地点から341度29分08秒6.031メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から71度29分08秒16.996メートルの地点

トの地点 ヘの地点から346度18分32秒42.288メートルの地点

チの地点 トの地点から257度58分43秒22.485メートルの地点

リの地点 チの地点から255度28分00秒36.771メートルの地点

ヌの地点 リの地点から252度35分00秒35.090メートルの地点

ルの地点 ヌの地点から342度47分43秒6.974メートルの地点
ヲの地点 ルの地点から73度39分39秒45.732メートルの地点
ワの地点 ヲの地点から76度35分35秒50.109メートルの地点
カの地点 ヲの地点から79度04分57秒28.703メートルの地点

(3) 面積

8,133.70平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地